

# ごみの出し方 Q&A



ごみ出しに関して、お問合せやトラブルの多いものについてお知らせします。

**Q** なぜごみ袋に記名しなくてはいけないの？

**A** ごみの排出に自覚と責任を持っていただくためです。

無記名で分別が悪い等で残された場合、地区・衛生組合が再分別を行って出し直しするなど大変な迷惑がかかっています。必ず地区名と氏名を記入するように入力してください。

**Q** 収集車が来る前であれば、いつでもごみ出して良いの？

**A** ごみの種類にかかわらず、当日の朝6時～8時にお願いします。収集車の回収時間は、ごみの量、道路状況等により一定しません。

**Q** プラスチック製容器包装ごみが収集所に残された。何が悪いの？

**A** よく見られる例は次のとおりです。▽プラスチック製容器包装とペットボトルが混ざっている

これらは同じ指定ゴミ袋を使用しますが、ペットボトルはペットボトルのみ、プラスチックはプラスチックのみで使用してください。なお、レジ袋に入れる等の二重袋もおやめください。

▽分別が悪い

紙製の袋や箱類は資源ごみに、梱包用のPPバンドやビニールひもは可燃ごみに、ハンガーは不燃ごみに出してください。プラスチック製容器包装には「プラ」マークが、ペットボトルには「ペット」マークが付いていますので、それぞれに分別してください。

▽汚れたものが混ざっている

カラス等のチューブ類、レトルトパック、汚れたラップなど汚れが落とせないものは可燃ごみとして出してください。食器を洗った後の余った洗剤、余り水ですすぐ程度の汚れ落としを想定していますので、これでも落ちそうもないものは始めから可燃ごみとして出してください。また、ちよつとした工夫で汚れを落とすやすくなります。(マヨ

ネーズ容器などは半分は切つてから、油分の多いものは雑紙等でふき取ってから洗うなど)



**Q** 不燃ごみが収集所に残された。何が悪いの？

**A** よく見られる例は次のとおりです。

▽危険物が混ざっている

割れたガラス、包丁などの危険物は厚めの袋か新聞紙で包み、不燃のごみ袋に「危険物」と記載し、他の不燃物と混在しないように入してください。

▽蛍光管や使い捨てライターが混ざっている

蛍光管は危険物の袋に入れずに、新聞紙等で包んで不燃ごみの日に収集所に出してください。使い捨てライターは他の不燃物とは一緒にせずに、「ライター」と記載した透明の袋に入れ、不燃ごみの日に収集所に出してください。

# 油の流出事故は起こした人の責任です

一般家庭のホームタンクや事業所のタンクから給油する際に油が漏れ、付近の側溝や水路等を通じて河川に流れ込む事故が多発しています。その原因の多くは不注意による人的ミスです。

油の流出事故を起こすと、油回収・処理に要した費用は、すべて事故を起こした原因者が負担しなければなりません。対処が遅れるほど河川に流入し、処置も大がかりなものが必要になるため費用も高額になります。

油漏れを起こした場合はすぐに左記または南陽消防署(☎43-3500)に通報してください。



油流出事故を防ぐために

- ▼給油中はその場を離れない、目を離さない
- ▼配管の場所に目印を付ける
- ▼配管やホームタンクの定期点検を怠らない

# 棄てないで！不法投棄の撲滅にご協力を

不法投棄の罰則  
5年以下の懲役もしくは  
1000万円以下の罰金  
またはこれの併科

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

不法投棄は犯罪であるのはもちろん、元通りの環境に戻すために多くの人出が必要になり、場合によっては税金が投入されます。このようなことがないように広報活動等を行っています。心ない人によるごみ不法投棄が後を絶ちません。

衛生組合では、不法投棄防止に向けて広報活動やパトロール、回収作業等を実施していますが、市民のみならずごみの不法投棄を「させない」「許さない」という姿勢で、地域をあげて毅然とした態度で対応しましょう。

土地の所有者、管理者は不法投棄をさせないためにも、みだりに人が立ち入れないよう囲いを設けたり、草刈を定期的に行う等、日頃から土地の管理には十分な注意を払ってください。

不法投棄の多発地帯には警告看板の設置や重点的なパトロールを行っています。不法投棄の撲滅のために

# 家庭ごみの不法焼却は犯罪です

不法焼却の罰則  
5年以下の懲役もしくは  
1000万円以下の罰金  
またはこれの併科

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

ドラム缶・一斗缶・ブロック囲い、その他不適正な焼却炉で家庭ごみ等の廃棄物を焼却する行為は、一部の例外を除いて、法律により禁止されています。

不法焼却は、ダイオキシン類の有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることがあります。

不法焼却や野焼き等を見かけたら、すぐ左記に通報してください。

# 猫に関する苦情が増えています

猫の飼育は近所に十分配慮を

- ▽庭、畑、小屋にフンや尿をされた
- ▽畑・花壇を荒らされた
- ▽小屋に住みつかれた。
- ▽車にキズを付けられた

という苦情が後を絶ちません。猫は屋外に出られるようにして飼うことが多いため、自分の猫もどこかで迷惑をかけているかもしれないということを十分認識してください。たとえば、近所の方が猫を嫌いだとしても、近所付き合いもあってなかなか本人には伝えられないものです。飼い主は他人の事にも気遣いをしましょう。

猫を飼ううえで心掛け

- ▼できるだけ屋内で飼う
- ▼屋内で餌を与える
- ▼首輪への迷子札などで飼い主が分かるようにする
- ▼繁殖を望まない場合は避妊手術をする
- ▼仔猫が産まれた場合は捨てない。飼えないときには保健所に相談する
- ▼野良猫(飼い主のいない猫)にむやみに餌を与えない

通報

▽市民課環境係(☎40-8256)   ▽南陽警察署(☎50-0110)